

**埼玉県いちご輸出基礎調査事業業務委託仕様書**  
(県産いちごの輸出に関するターゲット国の分析・選定、マニュアル作成業務)

- ・ 本仕様書は、埼玉県（以下「甲」という。）が発注する「埼玉県いちご輸出基礎調査事業」業務委託について提案する者（以下「乙」という。）の提案内容について、必要な事項を定めるものである。
- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、甲は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

## 1 事業概要・目的

県産いちごは「あまりん」をはじめとした県育成品種が全国選手権において上位の賞を受賞し、各種メディアでも広く取り上げられるなど、国内での評価や需要の高まりが目覚ましい。一方で海外への輸出は開始したばかりで、輸出に取り組む生産者も少ない。このため、県産いちごのポテンシャルやブランド力を最大限に生かした戦略的な海外展開を図るべく、ターゲット国について分析・選定を行うとともに、令和9年度以降の本県のいちごの輸出促進施策の検討に資することを本事業の目的とする。また、生産者の新規輸出や輸出拡大を促進するため実用的なマニュアルを作成し、輸出促進の一助とする。

## 2 委託業務内容

本事業における県産いちごとは、県育成品種「あまりん」「かおりん」「べにたま」を主たる対象とする。なお、これら以外の県内生産品種についても、事業の趣旨を踏まえ、可能な範囲で考慮すること。

### (1) ターゲット国の分析・選定

- ① 県産いちごの品種ごとの特性等を踏まえた上で、需要が見込める輸出先国(ターゲット国)を2か国以上選定すること。選定理由を明示したうえで、ターゲット国ごとに以下の項目について具体的かつ実務的に整理すること。
  - ・ターゲット国・地域の市場概要
  - ・ターゲットとなる消費者層・販売先
  - ・価格設定
  - ・検疫、輸入規制条件
  - ・商流、取引形態
  - ・輸送方法
  - ・効果的なプロモーション方法
  - ・その他、海外展開を図るうえで考慮すべきこと
- ② 他産地の輸出事例について広く収集し、成功事例として示すこと。
  - ・本県との類似産地の輸出事例も考慮すること。
- ③ 令和9年度以降に甲が実施する県産いちごの輸出促進施策について、以下の点を踏まえて提言すること。
  - ・ターゲット国へのアプローチ方法

- ・ 県・生産者・JA・輸出商社、物流事業者等、関係者連携の在り方
  - ・ 県産いちごのブランドとしての訴求方法・情報発信の方向性等
- ④ 本事業の実施にあたっては以下に留意して取り組むこと。
- ・ 県内、外の輸出に取り組む生産者、商社を取材すること。
  - ・ 県産いちごについて、テスト輸出を実施し、最適な輸送方法や日持ちについて検証すること。なお、テスト輸出で使用するいちごは甲と協議し決定した生産者または生産者団体から入手すること。その数量、価格及び納品方法等については、当該生産者または生産者団体と直接調整すること。

## (2) マニュアル作成

- ① (1)の結果を踏まえ、新規に輸出を開始する生産者や輸出拡大を図る生産者にとって実用的であり、生産規模に応じた内容を盛り込んだマニュアルを作成すること。
- ② マニュアルは県HP等を通じて広く公表するものと、県のセミナー参加者や県事業の対象者等に限定して配布する2パターンとすること。
- ③ 県産いちごのブランド力を維持する取組、出荷調整、品質管理、バイヤーとの交渉の心得、その他輸出に取り組む生産者にとって有益な情報について記載すること。
- ④ 他産地の成功事例、失敗事例とその対応策等について分かりやすく紹介すること。

## 3 契約期間

契約締結日から令和9年3月15日(月)まで

## 4 業務遂行の流れ

- (1) 乙は、契約締結後直ちに業務責任者を指定し、甲へ報告すること。
- (2) 乙は、事業開始時まで事業計画書(事業スケジュール)を埼玉県へ提出すること
- (3) 打合せ協議は必要に応じて適宜実施することとし、打合せ協議の概要を乙が取りまとめ、甲に確認を求めるものとする。
- (4) 本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は甲と乙で協議の上、業務を遂行すること。

## 5 成果物の提出

### (1) 中間報告

乙は、令和8年9月18日(金)までに中間報告をワード、エクセル、パワーポイントのいずれかの形式で提出すること。なお、2(1)に定める事項のうち、テスト輸出や輸送試験を除いた主要な内容について、この段階で報告するものとする。

### (2) 最終報告

乙は、報告書及びマニュアル(2パターン)についてワード、エクセル、パワーポイントのいずれかの形式で提出すること。

※ (1)、(2)の成果物の提出は事前に甲の確認・承認を受けた上で提出すること。

### (3) 成果物の帰属

成果物の帰属はすべて甲のものとし、甲が承諾した場合を除き、乙は成果物を公表してはならない。

## 6 事業完了後の手続き

### (1) 業務完了報告

乙は、5 (2) に定める最終報告をもって業務完了の報告を行ったものとする。

### (2) 処理状況の報告

乙は、甲の求めに応じ、受託業務の処理状況について随時報告する。

## 7 委託料の支払い等

委託料の支払いは、業務完了検査後の精算払いとする。

## 8 再委託

乙は、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に甲に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 9 その他

(1) 本事業に要する人件費、通信費、海外渡航費、調査分析費等の費用は、全て委託金額内に含むものとする。万が一、委託金額を超えた場合は、受注者が負担すること。

(2) 著作権及び個人情報の保護等について

① 本事業実施に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については乙が行い、必ず著作権等の了承を得て使用すること。

② 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、乙は甲に生じた損害を賠償しなければならない。

③ 本業務を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。

(3) 納入成果物を始めとした全ての提出物及び甲と乙の会話、文書、メール等全ての意思疎通は日本語を用いることとする。本業務委託の連絡担当者は、日本語による通訳等を介さない意思疎通が可能であり、甲の意思を正確に把握可能な者とする。

(4) 甲は、乙に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、再調査の実施を含む必要な措置を命じ、あるいは、契約の解除、契約額の一部又は全部の返還請求等をなすことができるものとする。

(5) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。